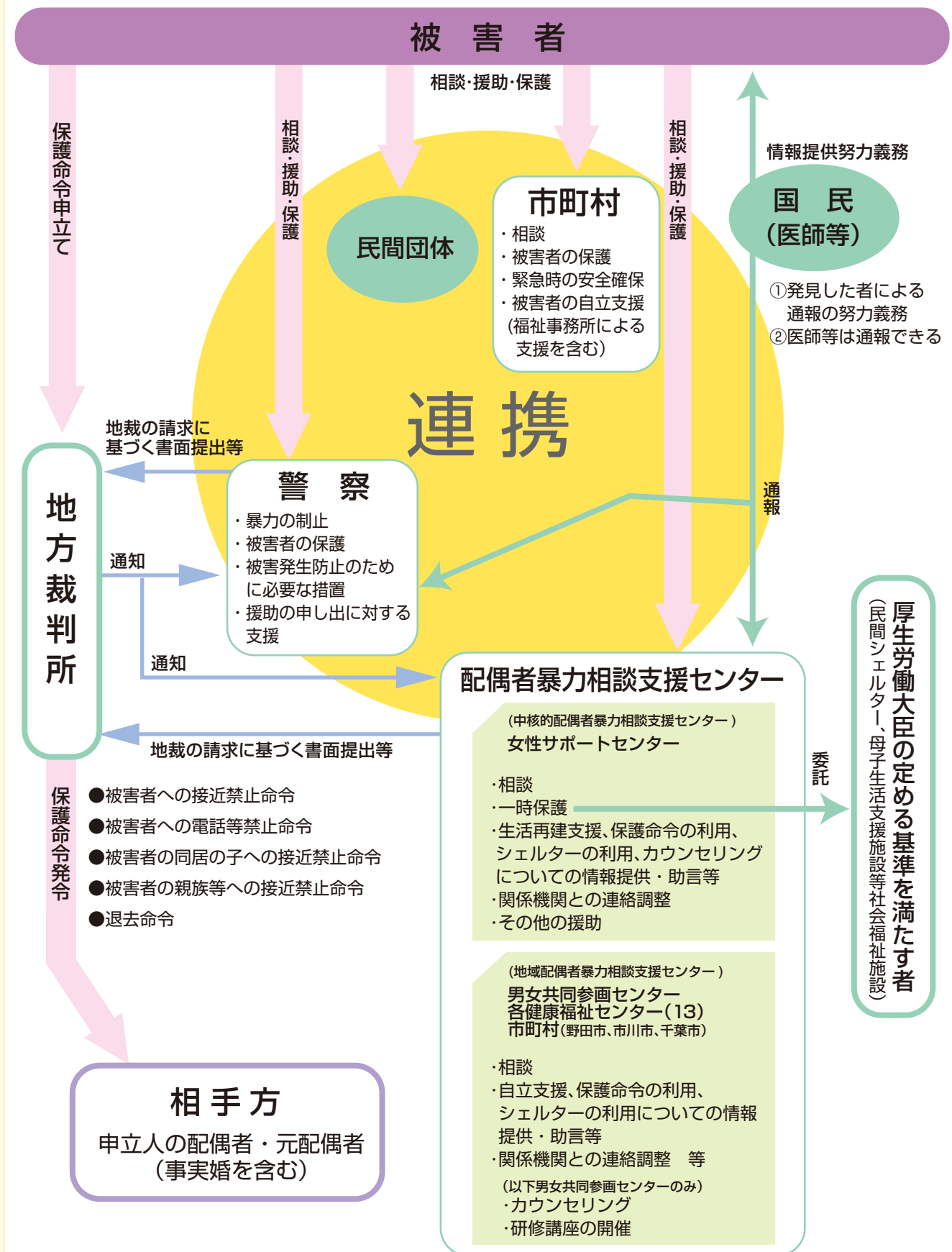
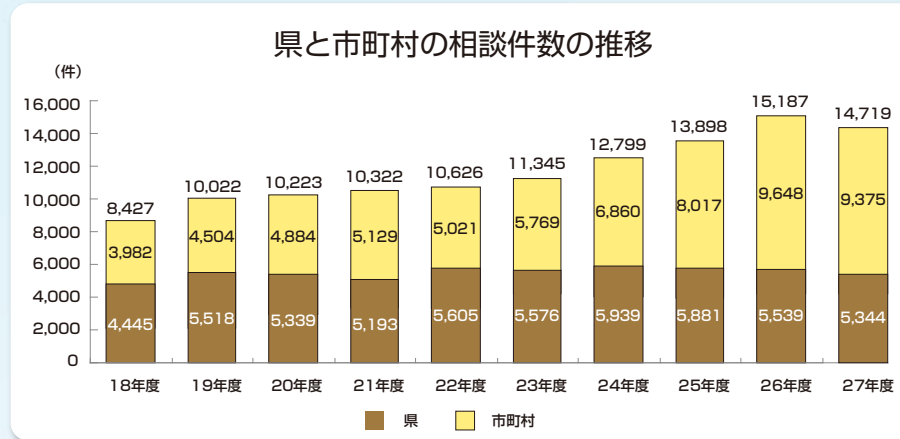


DV防止法に基づく千葉県における被害者支援の仕組み



相談の状況



DVに関する情報

- DV相談ナビ(内閣府)
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dv_navi/index.html
- 千葉県のDV対策(千葉県ホームページ)
<http://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kfk/jinken/dv/index.html>
- 千葉県警察のストーカー・DV情報(千葉県警察ホームページ)
http://www.police.pref.chiba.jp/kojyoka/safe-life_protect-stalker.html

千葉県の相談窓口

- 千葉県女性サポートセンター
女性専用 043-206-8002 ▶ 24時間365日対応 面接相談・専門相談もあります。(要予約)
- 千葉県男女共同参画センター 面接相談・専門相談もあります。(要予約)
女性のための電話相談…04-7140-8605 火～日曜日 9:30～16:00
男性のための電話相談…043-285-0231 火・水曜日 16:00～20:00
- 千葉県健康福祉センター 月～金曜日 9:00～17:00
習志野 047-475-5966 市川 047-377-1199 松戸 047-361-6651
野田 04-7124-6677 印旛 043-483-0711 香取 0478-52-9310
海 0479-22-3101 山武 0475-54-2388 長生 0475-22-5565
夷隅 0470-73-0801 安房 0470-22-6377 君津 0438-22-3411
市原 0436-21-3511
- 市町村配偶者暴力相談支援センター (千葉市、市川市、野田市にお住まいの方)
千葉市 043-245-5110 月～金曜日 9:00～16:00
市川市 047-323-1777 月～金曜日 9:00～16:00(12:00～13:00を除く)
土～日曜日 9:00～12:30
野田市 04-7125-9119 月～金曜日 8:30～17:15
※上記のほか、お住まいの市町村でもDV相談を受け付けています。
- 千葉県警察本部相談サポートコーナー
043-227-9110 月～金曜日 8:30～17:15

「女性への暴力の根絶を訴えるパープルリボン」

千葉県総合企画部男女共同参画課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 TEL043-223-2376 FAX043-222-0904
ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/>

概要版

千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第4次)

DVを許さない社会と被害者の立場に立った支援の実現



平成29年3月
千葉県

DVを許さない社会と被害者の立場に立った支援の実現を目指して

DV(ドメスティック・バイオレンス)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

千葉県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)に基づき、千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第1次～第3次)を策定し、DV対策に取り組んでまいりました。

今般策定した第4次の千葉県DV防止・被害者支援基本計画では、「DVを許さない社会と被害者の立場に立った支援の実現」を目標に、被害者の保護・自立支援、被害者の子どもの安全確保と健やかな成長への支援、身近な市町村におけるDV対策の促進に重点的に取り組むこととしております。

今後は、本計画に基づき、市町村をはじめ、関係機関、民間支援団体の皆様と連携・協働し、「チーム千葉」でDVの根絶に向け取り組み、安全・安心の確立された千葉県づくりを推進してまいりますので、県民の皆様より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成29年3月 千葉県知事 森田 健作



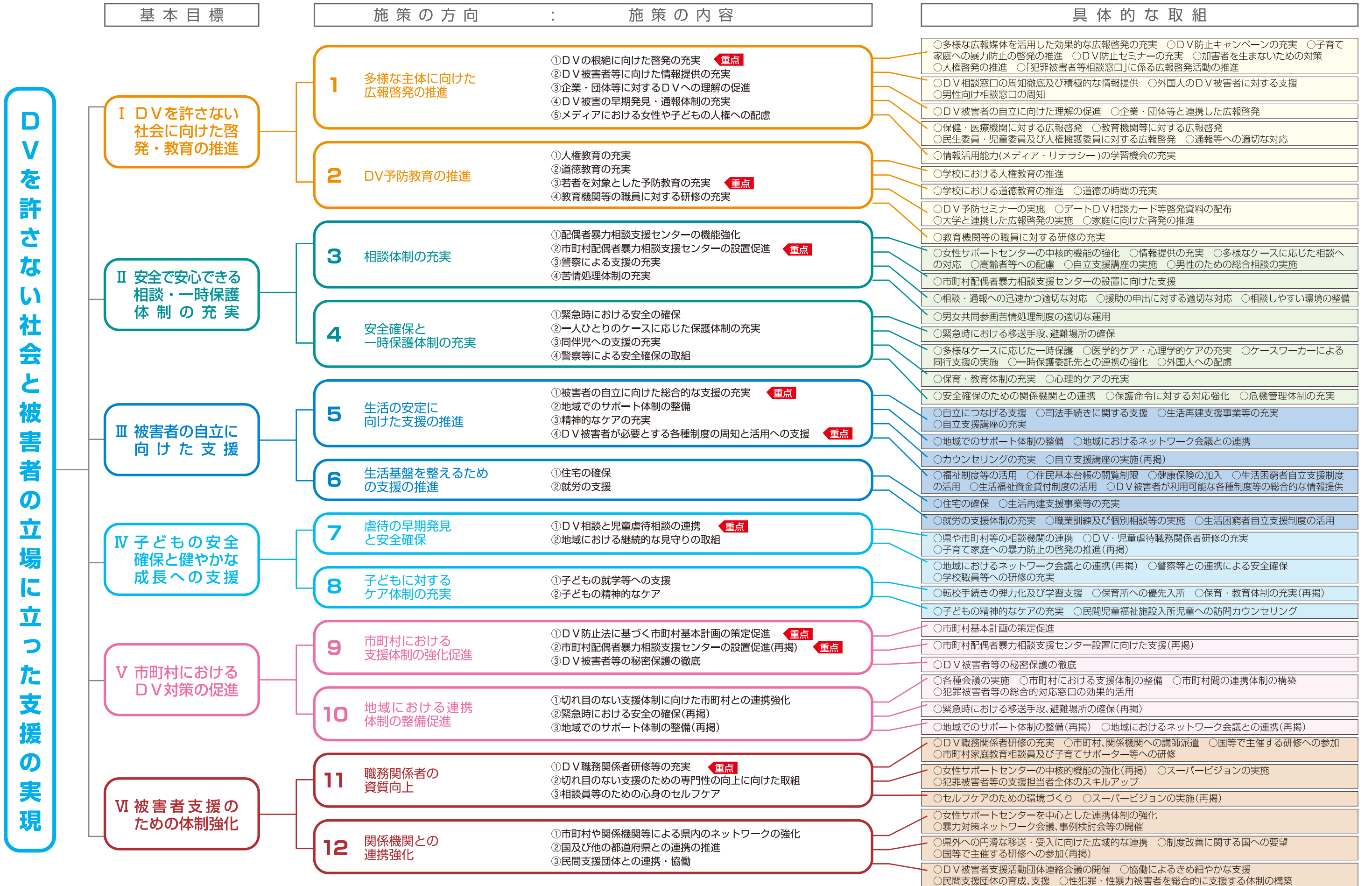
計画の位置づけと期間

- DV防止法第2条の3第1項の規定及び国の基本方針に基づく基本計画です。
- 第4次千葉県男女共同参画計画との整合性を図ります。
- 計画の期間は平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

主な新規・拡充事業等

- DV防止キャンペーンで児童虐待防止も併せて啓発します。
- 家庭における暴力防止啓発パンフレットの配布先の拡大を目指します。健診等子育て家庭への直接配布機会の拡大等
- 若者を対象としたDV予防セミナーの実施校の拡大を目指します。
- DV家庭の子どもへの影響や困難な自立の事例への対応方法を学ぶ相談員等を対象とした専門的な研修を実施します。
- 市町村のDV対策における基本的な計画の策定をさらに促進します。平成32年度末までに全市町村での策定を目指します。(平成27年度末現在 28市町)
- 身近な市町村において相談や自立を支援する市町村配偶者暴力相談支援センターの設置をさらに促進します。平成33年度末までに11市での設置を目指します。(平成27年度末現在 3市(野田市、市川市、千葉市))

千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第4次)の内容



DVを許さない社会と被害者の立場に立った支援の実現